

趣旨について

本市の犯罪発生状況については、全国的な傾向と同様に、街頭犯罪や侵入犯罪が年々増加傾向にあったことから、犯罪のない、安全な地域づくりのための取り組みを推進するため、平成16年6月に「いわき市防犯まちづくり推進条例」を制定したところである。

この基本方針は、同条例に基づき、市、市民、事業者が一体となって、「防犯まちづくり」を積極的に推進していくために、今後本市が目指す「防犯まちづくり」に向けた取り組みを体系化し、策定するものである。

基本理念について

基本理念は、防犯まちづくりを進めていく際の基本的な考え方である。

基本理念

市、市民、事業者が、「自らの安全は自らで守る」、「地域の安全は地域で守る」といった防犯意識を持ち、市、市民、事業者が一体となって、積極的かつ継続的に犯罪の防止に努めることにより、犯罪のない安全なまちづくりを推進する。

基本目標について

基本目標とは、防犯まちづくりの推進に当たって、取り組みの方向性の基本となるもので、市、市民、事業者がそれぞれ取り組みを行う際の目標とするものである。

1 市民による自主的な防犯活動の推進

防犯まちづくりの推進に当たっては、市民一人ひとりが犯罪の被害にあわないよう自主的な防犯活動に努めるとともに、地域と一体となって、犯罪を未然に防止することが必要である。

このため、市民による日常生活における自主的な防犯活動を推進するとともに、防犯活動を行う市民団体の活動を支援し、また事業所における自主的な取り組みについても、推進することとする。

2 犯罪に強い、防犯に配慮したまちづくりの推進

防犯まちづくりの推進に当たっては、犯罪の起きにくい環境や防犯に配慮したまちづくりを進め、犯罪を未然に防止することが必要である。

このため、暴力や犯罪に強いまちづくりを推進するとともに、公共施設等の防犯対策の充実や事業者への防犯対策の普及啓発を図るものとする。

3 市、市民、事業者のパートナーシップの確立

防犯まちづくりの推進に当たっては、防犯まちづくり推進協議会などを通じて関係者による地域の安全に関する情報の共有化を図るとともに、市、市民、事業者が連携を深め、一体となって、防犯活動に取り組むことにより、防犯活動をより効果的なものとする。

4 児童・生徒等の安全の確保と青少年の健全な育成

防犯まちづくりの推進に当たっては、特に、学校内や地域等において、児童・生徒等の安全の確保に努めるとともに、家庭教育においても、子供の時から、防犯の意識づけを行なうことが必要である。

また、犯罪に占める少年犯罪の割合が大きいことから、青少年の健全な育成を図ることにより、青少年の非行防止及び少年犯罪の減少を図っていく必要がある。

重点施策について

重点施策とは、各基本目標について、その中で重点的に取り組むべき施策を具体的に示すことによって、取り組みの方向性を明確にするものであり、主な項目としては、次のようなものがあげられる。

1 市民による自主的な防犯活動の推進

市民の日常生活における防犯活動の推進

市民が日常生活をしているそれぞれの地域の中で、あいさつの奨励や、各世帯が門灯等を点灯させる一戸一灯運動、さらには、ボランティアによる防犯パトロールなどの、比較的容易に取り組むことができるような活動の事例を紹介しながら、市民の自主的な防犯活動の推進を図る。

主な防犯まちづくり推進事業

- ア 一戸一灯運動、あいさつ運動の普及啓発(市、警察、防犯協会)
- イ 防犯パトロールの参加促進(警察、防犯協会)
- ウ 消費生活講座等の開催による啓発(市)
- エ 防犯活動の事例紹介(市)

防犯活動を行う市民団体の活動支援

市内の3地区防犯協会連合会に対する補助等の充実及びその効果的な運用や、防犯活動を行う市民団体へのより一層の活動支援を行うことにより、市民による自主的な防犯活動の推進を図る。

主な防犯まちづくり推進事業

- ア 防犯協会連合会への助成(市)
- イ 地域防犯活動への支援(市)

事業所における自主的な防犯活動の推進

事業所における防犯意識の向上を図るため、事業所へ従事する職員の研修の実施や、警備員等の配置、更には、防犯機器の設置による防犯の強化等により、自主的な防犯活動の推進を図る。

主な防犯まちづくり推進事業

- ア 従業員等への防犯教育の普及啓発（事業者、警察、防犯協会）
- イ 遊技場防犯パトロールの実施（事業者、警察）
- ウ 強盗対策模擬訓練の実施（事業者、警察、金融防犯協会）
- エ 振り込め詐欺防止対策の実施（事業者、警察、県防犯協会）

2 犯罪に強い、防犯に配慮したまちづくりの推進

暴力追放事業の推進

暴力の追放の呼びかけや、暴力追放のための模範的な取り組みを行っている、活動団体等への顕彰等を行うことにより、市民総ぐるみで暴力行為の根絶を図り、明るく住みよいまちづくりを推進する。

主な防犯まちづくり推進事業

- ア 暴力追放市民大会の開催（市）
- イ 公共料金等暴力対策協議会の開催（事業者、市、警察）
- ウ 暴排パトロール隊の活動（市民、警察）

注1

公共施設の防犯機能の向上

見通しを確保した道路や公園の整備を図るとともに、公共施設内や敷地内における防犯機能の向上を図り、防犯に配慮したまちづくりを推進する。

主な防犯まちづくり推進事業

- ア 公共施設における防犯対策の充実強化（市）
（見通しを確保した道路の整備、周囲の道路等からの見通しの良い公園の整備）
- イ 小・中学校のフェンス設置（市）
（不審者の侵入を防止するため、小・中学校にフェンスを設置する。）

犯罪の未然防止活動の推進

犯罪の未然防止のため、社会を明るくする運動の推進や防犯灯の設置に対する補助等を行うことにより、明るく住みよい地域社会の形成を図り、犯罪に強いまちづくりを推進する。

主な防犯まちづくり推進事業

- ア 社会を明るくする運動の推進（市、市民）
- イ 防犯灯の整備（市）
- ウ 地域イントラネットにおけるウィルス等への防犯対策(市)
- エ 不法投棄監視員パトロールの実施（市）
- オ 水辺空間（親水施設）の清掃・除草（市）
- カ 河川の環境保全（市）
- キ注2 盗犯防止活動の実施（警察、防犯協会）
- ク 自転車の防犯診断（警察、防犯協会）
- ケ 自動車の防犯診断（警察、防犯協会）
- コ 地域安全パトロールの実施（市民、警察）
- サ <少年による見回り活動>
- 注3 ジュヴナイルウォッチャーズの活動（小・中・高校生、警察）
- シ 公用車による防犯啓発活動（市）
- ス 郵便外務員による防犯啓発活動（郵便局、警察、市）

事業者の防犯対策の普及啓発

商店会等における街路灯の整備や、防犯活動団体等を通じて、事業者の防犯対策の普及啓発を行い、防犯に配慮したまちづくりを推進する。

主な防犯まちづくり推進事業

- ア 事業者に対する防犯対策の普及啓発（防犯協会、警察）
- イ 商店街街路灯の新設及び維持補修（事業者、市）

高齢者や障がい者への配慮

高齢者や障がい者が犯罪の被害者となることを未然に防止するため、防犯に係る普及啓発を行い、防犯に配慮したまちづくりを推進する。

主な防犯まちづくり推進事業

- ア 聴覚障がい者の緊急連絡網の体制整備（市）
- イ 高齢者等への緊急通報システムの貸与（市）
- ウ 郵便配達時における郵便外務員による声かけの実施（郵便局、市）

3 市、市民、事業者のパートナーシップの確立

市防犯まちづくり推進協議会の開催

市防犯まちづくり推進条例に基づき、市、市民、事業者が連携して防犯まちづくりを推進するため、防犯まちづくり推進協議会を開催する。

主な防犯まちづくり推進事業

- ア 防犯まちづくり推進協議会の運営（市）

地域の安全に関する情報の共有化

地域の安全に関する情報（犯罪発生状況や自主的な取り組みの事例紹介等）を、ホームページや広報紙により提供するなどして、地域における防犯に係る情報の共有化を図る。

主な防犯まちづくり推進事業

- ア ホームページによる情報の提供（市、警察）
- イ 携帯電話のメールを利用した情報の提供（県警察本部）
- ウ 広報紙（防犯しゃくなげ、交番・駐在所だより等）による情報の提供（防犯協会、警察）

4 児童・生徒等の安全の確保と青少年の健全な育成

児童・生徒等の安全の確保

登下校時の通学路等、学校の敷地内及び地域における児童・生徒等の安全の確保を図るため、学校、関係機関、地域が一体となった取り組みを推進する。

主な防犯まちづくり推進事業

- ア 子ども避難の家の設置（市、市民）
- イ タクシー避難の家の設置（事業者、警察）
- ウ 登下校時の地域の見守り隊運動（市民、防犯協会、警察）
- エ 子供安全サポーターの実施（市民、警察）
- オ 保育所・幼稚園・学校における不審者対策の実施（学校等、警察）
- カ 声かけ被害の防止（防犯協会、警察）
- キ 防犯教室の開催（小・中・高校、警察）

青少年の非行防止と健全育成

少年による犯罪や非行の防止を図るとともに、青少年の健全育成を図るため、学校・関係機関・地域・家庭が一体となった取り組みを推進する。

主な防犯まちづくり推進事業

- ア 少年補導員の街頭巡回指導（市、警察）
- イ 青少年育成市民会議の開催（市）
- ウ 青少年問題協議会の開催（市）
- エ いじめのない子どもが輝くまちづくりの推進（市）